

令和3年2月4日

一般社団法人日本経済団体連合会 御中

厚生労働省職業安定局
需給調整事業課

派遣労働者等に係るテレワークの実施について

日頃から労働者派遣事業の適正な運営に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。
新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた派遣労働者に係るテレワーク等を実施し
については、令和2年3月16日付けで、貴団体へ要請を行ったところです。

引き続き、新たな生活様式に基づき、感染拡大防止を図っていく必要があり、派遣労働者
のテレワークについてもさらに活用が促進されることが想定されます。

このため、令和2年8月26日に公表しました「派遣労働者に係るテレワークに関するQ
&A」について、別紙のとおり、更新し、厚生労働省ホームページに公表しております。

つきましては、貴団体の会員が受け入れている派遣労働者に係るテレワークの実施に当た
って、派遣契約の変更等が必要になる場合があることにもご留意いただき、派遣元事業主と
も連携して、可能な範囲で適切な対応を行っていただくため、貴団体におかれては、貴団体
の会員に対して周知及び啓発を図っていただくよう特段の御配慮を賜りますようお願い申
し上げます。

また、テレワークに関する資料や導入事例などについては、「テレワーク総合ポータルサ
イト」からご確認いただくことができます。併せて周知及び啓発をお願い申し上げます。

<参考> テレワーク総合ポータルサイト (<https://telework.mhlw.go.jp/>)